

羽束川・波豆川流域の水質保全事業に関する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽束川及び波豆川流域の住民自らが羽束川・波豆川の水質保全を図るため、羽束川・波豆川流域の水質保全事業に関する普及啓発及び生活排水の適切な処理並びに河川の環境の美化等を推進することを目的とした事業に対し、神戸市水道局（以下、「甲」という。）がその経費の一部に助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 甲が交付する助成金
- (2) 助成対象事業 助成金の交付の対象となる事業及び活動
- (3) 助成対象事業者 助成対象事業を行う流域住民の団体及び代表者
(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高平地区水質保全推進協議会、西谷地区水質保全推進協議会、その他神戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた者とする。

(助成対象事業及び助成基準)

第4条 助成対象事業及び助成基準は、別表第1に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を作成し、別表第2に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(助成金交付予定額の決定)

第6条 管理者は、前条の申請書の提出があった助成対象事業について、助成金の予定額を決定し、助成金の交付を受けようとする者に助成金交付決定通知書（様式第1号の2）により通知する。

(実績の報告)

第7条 前条の交付決定通知書を受けた助成対象事業者は、当該助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第2号）を作成し、別表第3に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 管理者は、前条の実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行った後、助成金の金額を決定し、適正と認めた助成対象事業者に対し助成金交付額確定通知書（様式第2号の2）により通知する。

2 管理者は、適正と認めた助成対象事業者の助成金交付請求書（様式第3号）による請求を受けて、助成金を交付する。

(助成金の概算払い)

第9条 前2条の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは助成金交付請求書（様式第3号）により、交付予定金額の2分の1を限度として概算払いをすること

ができるものとする。

(交付の取消及び返還)

第 10 条 管理者は助成金の交付決定を受けた助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を助成金取消通知書（様式第 4 号）により助成対象事業者に命じるものとする。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付をうけたとき。

(2) その他、管理者が第 1 条の目的を達成することができないと認めたとき。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成対象事業の名称	事業活動概要	助成基準等		備考
		限度額（年間）	対象経費	
合併処理浄化槽維持管理	合併処理浄化槽の維持管理について法定点検費及び清掃費	1基あたり 5千円	点検費、清掃費	助成額は、予算額の範囲内で、限度額と対象経費を比較して、そのいずれか少ない方の額とする。
河川清掃活動	地域団体が実施する河川清掃等活動	高平地区 980千円 西谷地区 630千円 ※1	物品購入費 その他必要経費	
地域美化活動	地域団体が実施する環境美化活動	高平地区 490千円 西谷地区 189千円 ※2	物品購入費 その他必要経費	
環境美化パトロール隊員活動	不法投棄等の防止のため定期的に活動している環境美化パトロール隊員の活動費を助成	高平地区 554千円 西谷地区 138千円 ※3	活動費 その他必要経費	
波豆川・千苺貯水池流域美化活動	千苺貯水池周辺やその流域において、地域団体が行う樹木伐採、苗木植樹等の美化活動に対して助成	一事業当たり 150千円	物品購入費 その他必要経費	
清掃活動等に係る保険加入	地域団体が実施する清掃活動での事故等を補償する保険への加入。ただし、毎年6月1日時点で加入している保険を対象とする。	保険料の半額※4	保険料	

(助成基準の内訳)

※1 高平地区 70,000円×14自治会、西谷地区 70,000円×9自治会

※2 高平地区 7,000円×14自治会×5回、西谷地区 7,000円×9自治会×3回

※3 高平地区 2,000円×12月×21名+雑費50千円、西谷地区 2,000円×6月×9名+雑費30千円

※4 保険の加入対象者に流域外の世帯が含まれている場合は、次の計資式により算出した値を限度額とする。

$$\text{限度額} = \text{保険料} \times \frac{\text{流域内世帯数}}{\text{流域内世帯数} + \text{流域外世帯数}} \times \frac{1}{2}$$

別表第2（第5条関係）

助成対象事業名称	添付書類	主な記載内容等
合併処理浄化槽維持管理	事業計画書	事業の名称、事業内容、事業費
	合併処理浄化槽維持管理費助成金対象者一覧表	助成を申請する合併浄化槽設置者の氏名、住所
河川清掃活動	事業計画書	事業の名称、実施自治区、事業内容、事業費
地域美化活動	事業計画書	事業の名称、実施自治区、事業内容、事業費
環境美化パトロール隊員活動	事業計画書	事業の名称、事業内容、事業費
千苧貯水池流域美化活動	事業計画書	事業の名称、事業内容、事業費
	植栽候補地位置図	候補地が分かるように示された地図
清掃活動等に係る保険加入	事業計画書	事業の名称、事業内容、事業費

別表第3（第7条関係）

助成対象事業名称	添付書類	主な記載内容等
合併処理浄化槽維持管理	助成対象者の一覧表	助成対象となる合併浄化槽設置者の氏名、住所、当該年度における5,000円以上の経費を要する維持管理の実施の有無
	維持管理の実施を証明する書類	合併浄化槽を設置する市の市長が、設置する合併浄化槽の当該年度の維持管理費に5,000円以上要したことを証明するもの
河川清掃活動	助成対象事業実施内訳明細書	事業の名称、実施時期、参加自治会、参加人数、事業内容
	事業実施経費明細書	実施団体、経費の内容、経費の合計
	支払いを証明する書類	物品購入等した場合に、領収書など経費を支払ったことを証する書類の写し
	団体別清掃活動内訳	自治会名、代表者氏名、活動実施日、活動内容、活動者氏名、トラック・草刈り機使用回数、経費の合計
	写真	活動の様子が分かるもの。活動一回につき1枚以上
地域美化活動	助成対象事業実施内訳明細書	事業の名称、事業内容
	事業実施経費明細書	実施団体、経費の内容、経費の合計
	支払いを証明する書類	物品購入等した場合に、領収書など経費を支払ったことを証する書類の写し
	団体別地域美化活動内訳	自治会名、代表者氏名、活動実施日、活動内容、活動者氏名、トラック・草刈り機使用回数、経費の合計
	写真	活動の様子が分かるもの。活動一回につき1枚以上
環境美化パトロール隊員活動	助成対象事業実施内訳明細書	事業の名称、事業内容を記載
	事業実施経費明細書	実施団体、経費の内容、経費の合計を記載
	支払いを証明する書類	物品購入等した場合に、領収書など経費を支払ったことを証する書類の写し
	団体別地域美化活動内訳	パトロール対象地区、パトロール隊員名、実施日、実施場所、不法投棄の品目を記載
千苺貯水池流域美化活動	助成対象事業実施内訳明細書	事業の名称、実施日、事業内容を記載
	支払いを証明する書類	領収書など経費を支払ったことを証する書類の写し
	植栽地点位置図	植栽した場所が分かるように示された地図
	写真	植栽の様子が分かるもの
清掃活動等に係る保険加入	事業実施経費明細書	実施団体、経費の内容、経費の合計を記載
	保険加入を証明する書類	保険証券の写しなど、保険に加入したことを証する書類 ※保険加入対象者に流域外の世帯が含まれている場合は、流域内、流域外の世帯数が分かる書類（名簿など）と、別表1の計算式より算出した限度額の計算結果も添付
	支払いを証明する書類	領収証など保険料を支払ったことを証する書類の写し

